

平成 30 年度税制改正大綱の主な改正点

平成 29 年 12 月 14 日に与党より、平成 30 年度税制改正大綱が公表されました。本ニュースレターでは特に個人富裕層、中小企業オーナー及び中小企業に関係する主な改正点を中心にご紹介いたします。

なお、税制改正の詳細は改正法案等の公表を待たなければならず、今後の国会審議等により内容に変更が生じる可能性があります。また、本文右側に記載した解説は、現時点で公表されている資料に基づいた筆者の個人的な見解が含まれており、今後提出される法案等の内容によっては異なる取り扱いになる可能性があります。

<目次>

- I. 相続税・贈与税・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
 - 1. 事業承継税制の抜本の見直し
 - 2. 小規模宅地等特例の適用要件見直し
 - 3. 特定の一般社団法人等に対する相続税の課税
 - 4. 外国人の出国後の相続税等納税義務の見直し
 - 5. 特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度
- II. 所得税等・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5
 - 1. 基礎控除への振り替え
 - 2. 給与所得控除の上限見直し
 - 3. 公的年金等控除の上限見直し
 - 4. 基礎控除の適正化
 - 5. 青色申告特別控除の見直し
 - 6. 特定支出控除の追加
 - 7. その他の人的控除の整備
- III. 法人税・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6
 - 1. 所得拡大促進税制の改組（中小企業）
 - 2. 交際費等の損金算入特例の延長
 - 3. 自社株式を対価とする公開買付けに係る課税の特例
 - 4. 組織再編税制の適格要件の見直し
- IV. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7
 - 1. 土地の相続登記に係る登録免許税の免税措置
 - 2. 不動産取得税の特例の延長
 - 3. 国際観光旅客税の創設
 - 4. 消費税の簡易課税制度の事業区分の見直し
 - 5. 消費税の罰則強化

I. 相続税・贈与税

【改正の方向】解説

1. 事業承継税制の抜本的見直し

平成 30 年 1 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日までの間に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「贈与等」という。）により取得する株式について、以下の事業承継税制を適用する。

【減税↓】

中小企業の代替わりを促進するため、事業承継税制を 10 年間の特例措置として抜本的に拡充します。

現行の発行済株式 2/3 までの株式について 80%の相続税納税猶予から、全株について 100%の納税猶予に引き上げます。

(1) 適用要件及び猶予税額

後継者が承継会社の代表権を有していた者から、贈与等により承継会社の非上場株式を取得した場合には、その取得した全ての非上場株式に係る課税価格に対応する贈与税又は相続税の全額について、その後継者の死亡の日等までその納税を猶予する。

後継者が 1 名限定から最大 3 名への承継も適用可能となります。1 人につき総議決権の 10%以上を保有することに留意が必要ですが、長男と次男に株式をそれぞれ承継させたい場合は、長男、次男ともに納税猶予が適用可能です。

①後継者要件

- ・ 特例承継計画に記載された承継会社の代表権を有する後継者であること
- ・ 同族関係者と合わせて承継会社の議決権の過半数を有する者であること
- ・ その同族関係者のうち、承継会社の議決権を最も多く有する者であること
- ・ ただし、特例承継計画に記載された後継者が 2 名又は 3 名の場合は、議決権数上位 2 名又は 3 名の者（議決権総数の 10%以上を有する者に限る）とする

新制度は今後 10 年以内の贈与又は相続による株式の移転が対象ですが、都道府県による承継計画の認定は平成 35 年 3 月 31 日までに受ける必要があります。なお、認定を受ける承継計画とは、税理士等の認定支援機関の指導助言を受けて承継会社が作成したもので、後継者や承継時までの経営見通し等が記載されたものをいいます。

②承継会社要件

- ・ 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの間に特例承継計画を都道府県に提出した会社であって、中小企業経営承継円滑化法の認定を受けた会社であること

承継後の雇用確保要件は実質的に撤廃です。仮に 8 割の雇用を維持できなかったとしても、経営悪化などが原因であれば認定支援機関の指導助言を受ければ納税猶予の打切りにはなりません。

(2) 雇用確保要件の弾力化

現行の雇用確保要件を満たさない場合であっても、納税猶予の期限は確定しない。この場合には、その満たせない理由を記載した書類を道府県に提出しなければならない。

承継後の負担軽減として、新たな減免制度が創設されます。会社を M&A で売却した場合や解散した場合は、猶予税額を全額納付する必要がありましたが、改正後は、承継後 5 年経過以降であれば、その時点の株価で税額を再計算し、差額部分を免除します。

(3) 経営環境変化に対応した減免制度

経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、特例承継期間経過後に、承継会社の株式を譲渡するとき、承継会社が合併により消滅するとき、解散するとき等には、次のとおり納税猶予税額を免除する。

例えば、相続税の納税猶予適用時の株価（相続税評価額）が 3 億円、猶予相続税が 1 億円のケースで、5 年経過後に業績が悪化し株価（相続税評価額）が 5,000 万円となり、5,000 万円で第三者に売却した場合は、5,000 万円の株価で再計算した相続税（仮に 1,000 万円とする）を納税し、猶予税額 1 億との差額 9,000 万円は免除されます。

①納税する額

承継会社株式の譲渡価額若しくは合併対価の額又は解散時の承継会社株式の相続税評価額を基に再計算した贈与税又は相続税と、譲渡等の前 5 年間に後継者及びその同族関係者に対して支払われた配当及び過大役員給与相当額との合計額

②免除される額

上記①の納税額が当初の納税猶予額を下回る場合のその差額を免除する。ただし、実際の譲渡価額等が相続税評価額の 50%未満の場合は、一旦 50%分まで免除し、2 年後、譲渡した事業が継続され雇用が半数以上維持されている場合には、残額を免除する。

③経営環境の変化を示す一定要件

- (ア) 直前の事業年度終了日以前 3 年間のうち 2 年以上赤字である場合
- (イ) 同上の期間の売上高が、前年の売上高に比して減少している場合
- (ウ) 直前の事業年度終了日における有利子負債の額が、その事業年度の売上高の 6 か月分以上である場合
- (エ) 承継会社と同業種の上場会社の株価（直前 1 年平均）が、その前年 1 年間の平均より下落している場合
- (オ) 後継者が承継会社の経営を継続しない特段の理由があるとき

(4) 先代経営者以外の者からの取得株式

後継者が承継会社の代表者以外の者から贈与等により取得する承継会社の株式についても、特例承継期間（5 年）内に当該贈与等に係る申告期限が到来するものに限り、納税猶予制度の対象とする。なお、現行の事業承継税制についても、同様に複数の贈与者からの贈与等を対象とする。

(5) 親族外後継者の相続時精算課税制度

贈与者の年齢が 60 歳以上の場合は、後継者が贈与者の推定相続人以外の者（20 歳以上の場合に限る）であっても、相続時精算課税の適用を受けることができることとする。

2. 小規模宅地等特例の適用要件見直し

小規模宅地等の課税価格の特例について次の見直しを行う。

(1) 特定居住用宅地等（持ち家に居住していない者）

持ち家に居住していない者に係る特定居住用宅地等の特例の対象者の範囲から、次に掲げる者を除外する。

- ① 相続開始前 3 年以内に、その者の 3 親等内の親族又はその者と特別の関係のある法人が所有する国内にある家屋に居住したことがある者
- ② 相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者

(2) 貸付事業用宅地等

貸付事業用宅地等の範囲から、相続開始前 3 年以内に貸付事業の用に供された宅地等（相続開始前 3 年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている者がその貸付事業の用に供しているものを除く。）を除外する。

(3) 適用時期

上記の改正は、平成 30 年 4 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。ただし、上記(2)の改正は、同日前から貸付事業の用に供されている宅地等については、適用しない。

減免制度適用には一定の経営環境の悪化が要件ですが、判定指標が多いため株価が下落している会社であれば、いずれかの指標に該当することはそれほど難しくないと考えられます。

現行では、1 人の先代経営者から承継する株式のみが対象でしたが、改正後は先代経営者以外の者から承継する株式も納税猶予の対象とすることが可能です。

平成 29 年税制改正で事業承継税制と相続時精算課税の併用が可能となりましたが、平成 30 年税制改正では、親族外の後継者についても相続時精算課税の対象となります。

納税猶予額が少ない、雇用維持要件、経営悪化時の税負担、承継パターンが少ないといった、現行制度における懸念事項の多くが、新制度では解決できそうです。特に親族内に後継者がいる会社は、事業承継税制利用の検討が必要不可欠といえるでしょう。

【増税↑】

相続人の居住や事業の継続への配慮という制度本来の目的に沿っていない使われ方があるという指摘を踏まえての改正です。

特定居住用宅地等については、いわゆる「家なき子」の状態を、相続人が自身の持ち家を子や資産管理会社等に移転することで意図的に作り出しているケースがあります。こういった意図的な「家なき子」状態は特例の対象外となります。

貸付事業用宅地については、相続開始前 3 年以内に貸付を開始した宅地等は適用不可となります。ただし、3 年超、事業的規模で不動産賃貸業を行っている者は従来どおりで変更はありません。なお、事業的規模とは、5 棟又は 10 室以上の規模で賃貸を行うことをいいます。

3. 特定の一般社団法人等に対する相続税の課税

特定一般社団法人等の役員（理事に限る。以下同じ）である者（相続開始前 5 年以内のいずれかの時において役員であった者を含む）が死亡した場合には、当該法人が、当該法人の純資産額をその死亡の時点における同族役員（被相続人を含む）の数で除して計算した金額に相当する金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなして、当該法人に相続税を課税する。

(1) 特定一般社団法人等

一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人等、非営利型法人その他一定の法人を除く）で次のいずれかの要件を満たす法人をいう。

- ① 相続開始直前における総役員数に占める同族役員数の割合が 2 分の 1 を超えること
- ② 相続開始前 5 年以内において、総役員数に占める同族役員数の割合が 2 分の 1 を超える期間の合計が 3 年以上であること

(2) 同族役員

同族役員とは、一般社団法人等の理事のうち、被相続人、その配偶者又は 3 親等内の親族その他当該被相続人と特殊の関係がある者（被相続人が会社役員となっている会社の従業員等）をいう。

(3) 改正時期

平成 30 年 4 月 1 日以後の一般社団法人等の役員の死亡に係る相続税について適用する。ただし、同日前に設立された一般社団法人等については、平成 33 年 4 月 1 日以後の当該法人の役員の死亡に係る相続税について適用し、平成 30 年 3 月 31 日以前の期間は上記(1)②の 2 分の 1 を超える期間に該当しないものとする。

4. 外国人の出国後の相続税等納税義務の見直し

相続開始又は贈与の時ににおいて国外に住所を有する日本国籍を有しない者等が、国内に住所を有しないこととなった時前 15 年以内において国内に住所を有していた期間の合計が 10 年を超える被相続人又は贈与者（当該相続開始又は贈与の時ににおいて国内に住所を有していないものに限る）から相続等により取得する国外財産については、相続税又は贈与税を課さないこととする。

ただし、贈与者が国内に住所を有しないこととなった日から 2 年以内に国外財産を贈与した場合において、同日までに再び国内に住所を有することとなったときはこの限りではない。

平成 30 年 4 月 1 日以後の相続等により取得する財産から適用する。

5. 特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度

個人が一定の美術館と特定美術品の長期寄託契約を締結し、文化庁長官の認定を受けてその美術館に寄託した場合において、その者が死亡し、その特定美術品を相続又は遺贈により取得した者がその寄託を継続したときは、担保の提供を条件に、その特定美術品の課税価格の 80% に対応する相続税の納税を猶予する。

【増税↑】

一般社団法人等は、平成 20 年の公益法人制度改革により、登記だけで設立可能となりました。法人の出資者が存在しない点が株式会社と大きく異なります。

設立の容易さと、出資者が存在しない特質を活用し、一般社団法人に財産を移転すれば、同法人が所有する財産は相続税が課税されなくなります。一族が役員に就き、役員の交代により支配権の移転することで、子や孫に相続税が課税されずに、財産を承継させる租税回避行為が散見されるようになりました。

改正により、同族関係者が役員の過半を占めている一般社団法人等について、その役員の 1 人が死亡した場合、当該法人の純資産のうち一定の財産を相続税の課税対象（一般社団法人等に課税）とします。

相続時に役員である者だけでなく、相続開始前 5 年以内に一時期でも役員であった者の相続も対象となることや、同族役員数の過半数基準の判定に、被相続人が役員である会社の従業員等も含まれるなど、改正により捕捉される法人が広範囲になると考えられます。

【減税↓】

平成 29 年税制改正により、過去、日本に赴任していた外国人が相続前 10 年以内に日本に住所を有していた場合は、日本国外の財産についても相続税の対象となりました（一時的滞在を除く）。

平成 30 年税制改正により、日本に長期間住所を有していた外国人が出国後に行った国外財産の相続・贈与については、相続税・贈与税を課税しないことにします。ただし、租税回避抑制のための措置を講じます。

【減税↓】

文化財保護法の改正を前提に、重要文化財に指定された美術工芸品又は登録有形文化財（建造物を除く）のうち特に優れた価値を有するものに係る相続税の納税猶予制度が創設されます。

II. 所得税等

1. 基礎控除への振り替え

給与所得控除と公的年金等控除を一律 10 万円引下げ、基礎控除を 10 万円引き上げる。

項目	現行	増減	改正後
基礎控除	38 万円	+10 万円	48 万円
給与所得控除	最低額 65 万円	△10 万円	最低額 55 万円
公的年金等控除	最低額 120 万円 (70 万円)	△10 万円	最低額 110 万円 (60 万円)

(注) カッコ書きは 65 歳未満の者の控除額

ただし、給与所得と年金所得の双方を有する者については、片方に係る控除のみが減額される。

2. 給与所得控除の上限見直し

給与所得控除の上限額が適用される給与収入を 850 万円とし、給与所得控除の上限額を 195 万円に引き下げる。ただし、22 歳以下の扶養親族又は特別障害者控除の対象者が同一生計内にいる者を除く。

給与収入 (A)	【現行】 給与所得控除	【改正後】 給与所得控除
162.5 万円以下	65 万円	55 万円
162.5 万円超 180 万円以下	$A \times 40\%$	$A \times 40\% - 10$ 万円
180 万円超 360 万円以下	$A \times 30\% + 18$ 万円	$A \times 30\% + 8$ 万円
360 万円超 660 万円以下	$A \times 20\% + 54$ 万円	$A \times 20\% + 44$ 万円
660 万円超 850 万円以下	$A \times 10\% + 120$ 万円	$A \times 10\% + 110$ 万円
850 万円超 1,000 万円以下		195 万円
1,000 万円超	220 万円	

3. 公的年金等控除の上限見直し

(1) 公的年金等収入が 1,000 万円を超える場合の控除額について、195.5 万円の上限を設ける。

(2) 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は、前記 1.及び 3.(1)の見直し後の控除額から更に以下の金額を引き下げる。

公的年金等以外の所得	年金控除引下げ額
1,000 万円超 2,000 万円以下	一律 10 万円
2,000 万円超	一律 20 万円

4. 基礎控除の適正化

所得金額が 2,400 万円超の者は、所得金額に応じて控除額が逡減し、2,500 万円超の者は基礎控除の適用はできないこととする。

合計所得金額	改正後基礎控除額
2,400 万円以下	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円
2,500 万円超	適用なし

【減税↓】

働き方の多様化を踏まえ、給与や年金といった特定の収入にのみ適用される給与所得控除や公的年金控除から、どのような所得にでも適用される基礎控除に、負担調整の比重を移す改正です。

フリーランスなどの個人事業主にとっては減税です。給与所得者や年金所得者は、基礎控除の振り替えだけでは、増税にはなりません。

【増税↑】

現行の給与所得控除は実際の勤務関連経費を大幅に上回る水準といわれており、その給与所得控除の上限が引き下げられます。

平成 26 年の改正では給与所得控除の上限が適用される給与収入を 1,500 万円から 1,000 万円に段階的に引き下げられていましたが、平成 30 年の改正で 1,000 万円から 850 万円へ更に引き下げられます。

給与収入が 1,000 万円の者で 4.5 万円の負担増です (財務省試算)。

【増税↑】

公的年金等控除については、給与所得控除とは異なり収入が増加しても控除額に上限はなく、また、年金以外に高額な所得があっても年金のみで暮らす者と同額の控除が受けられるなど、高所得の年金所得者に手厚い仕組みでした。

公的年金等控除の上限を設けるとともに、公的年金等以外の所得が 1,000 万円を超える場合は、公的年金等控除額を引き下げる改正です。

【増税↑】

生活に十分余裕のある高所得者には、生活保障の意味合いから設けられている基礎控除は、措置する必要がないという考え方にに基づき、特に高額な所得がある者に限って、基礎控除を逡減・消失させます。

5. 青色申告特別控除の見直し

複式簿記による記帳を行っている者の青色申告特別控除の控除額を 55 万円に引き下げ、65 万円控除の要件に電子帳簿保存又は e-Tax による電子申告のいずれかを追加する。

現行	改正後	要件
—	65 万円	現行の 65 万円控除の要件+電子帳簿保存又は e-Tax による電子申告
65 万円	55 万円	複式簿記、P/L・B/S 添付、期限内申告
10 万円	10 万円	簡易帳簿、P/L 添付、期限後申告も可

6. 特定支出控除の追加

特定支出の範囲に、職務の遂行に直接必要な旅費等で通常認められるものを加える。また、単身赴任者の帰宅旅費について、帰宅旅費の限度回数（月 4 回）を撤廃し、帰宅のために通常要する自動車の燃料費及び有料道路料金を加える。

7. その他の人的控除の整備

給与所得控除から基礎控除へのシフトに伴い、扶養控除、配偶者控除等の人的控除について影響がないよう所得金額要件の金額を調整する。

上記 1. から 7. までの改正は、平成 32 年分以後の所得税について適用する。

【増税↑】

基礎控除との合計額が現行と同額（103 万円）になるよう、青色申告特別控除額を 55 万円に減額します。

ただし、電子帳簿保存又は e-Tax による電子申告の要件を満たした場合には、65 万円の青色申告特別控除が認められます。

【減税↓】

一定の支出額が給与所得控除額の 1/2 を上回る場合には、当該 1/2 を上回る部分の支出額と給与所得控除の合計額を給与収入から差し引くことができる制度です。特定支出に職務上の旅費等を追加します。

【一】

所得税に関するこれらの改正の時期は平成 32 年からです。

III. 法人税

1. 所得拡大促進税制の改組（中小企業）

青色申告書を提出する中小企業者等で、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、給与を増加させた会社が適用を受けることができる所得拡大促進税制について以下の通り改組する。

適用要件	控除額
・ 当期の平均給与が前年の平均給与より 1.5%以上増加	前年からの給与等支給増加額×15%
・ 当期の平均給与が前年の平均給与より 2.5%以上増加 ・ 教育訓練費の額が前期比で 10%以上増加等	前年からの給与等支給増加額×25%

ただし、控除額は当期の法人税額の 20%を上限とする。

【一】

現行は、平成 24 年度から給与等支給総額の 3%（中小企業）以上増加が要件のひとつでしたが、それらの要件を廃止し、継続雇用者 1 人あたりの平均給与が前年比 1.5%以上増加を要件とします。

税額控除の金額は、前年からの給与等総額の増加額×15%（又は 25%）で、当期の法人税の 20%が上限です。なお、住民税についても税額控除が適用されます（事業税は適用なし）。

2. 交際費等の損金算入特例の延長

接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を 2 年延長する。

制度	損金算入限度額	対象法人
接待飲食費に係る特例	接待飲食費×50%	大法人及び中小法人
定額控除限度額	年 800 万円	中小法人

【減税↓】

交際費の損金算入限度額の特例が平成 30 年 3 月 31 日で期限切れとなっていたが、2 年間延長します。

3. 自社株式を対価とする公開買付けに係る課税の特例

法人が一定の要件の基に平成 33 年 3 月 31 日までの間に特別事業再編により、その有する株式を譲渡し、認定を受けた事業者の株式の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べることとする（所得税についても同様とする）。

【減税↓】

自社株式を対価とした公開買付けなど、任意の株式の交換について、交換に応じた株主に対する譲渡益課税の繰り延べ措置です。

4. 組織再編税制の適格要件の見直し

(1) 完全支配関係がある法人間で行われる当初の組織再編成の後に適格株式分配を行うことが見込まれている場合の当初の組織再編成の適格要件のうち、完全支配関係の継続要件について、その適格株式分配の直前の時までの関係により判定することとする。

【減税↓】

多段階型再編等多様な手法による事業再編の円滑な実施を可能とするため、組織再編税制の適格要件を見直します。

(2) 当初の組織再編成の後に完全支配関係がある法人間で従業者又は事業を移転することが見込まれている場合にも、当初の組織再編成の適格要件のうち従業者従事要件及び事業継続要件を満たすこととする。

IV. その他

1. 土地の相続登記に係る登録免許税の免税措置

(1) 相続により土地の所有権を取得した者がその土地の所有権移転登記を受けずに死亡し、その者の相続人等が平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に、その死亡した者を登記名義人とするために受ける移転登記に対する登録免許税を免税とする。

【減税↓】

所有者不明土地問題を受けて、登記に係る登録免許税の減免措置を創設します。

相続人が土地の相続登記をせずに死亡している場合や相続登記を促進すべき地域における少額土地（一筆 10 万円以下）について、登録免許税を減免します。

(2) 個人が、平成 33 年 3 月 31 日までの間に、市街化区域外の土地で市町村の行政目的のために相続登記の促進を図る必要があるものとして法務大臣が指定する土地について相続による所有権の移転登記を受ける場合において、移転登記の時におけるその土地の価額が 10 万円以下であるときは、移転登記に対する登録免許税を免税とする。

2. 不動産取得税の特例の延長

平成 30 年 3 月 31 日までの措置であった下記特例の期限を平成 33 年 3 月 31 日まで延長する。

【減税↓】

不動産取得税の特例を 3 年間延長します。

特例	内容
・ 住宅及び土地の取得に係る標準税率の特例	3%（本則 4%）
・ 宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例	価格×1/2

3. 国際観光旅客税の創設

観光促進のための税として、国際観光旅客税（仮称）を創設する。

【増税↑】

観光基盤の拡充・強化を図る観点から、日本からの出国に広く薄く負担を求める国際観光旅客税（出国税）を創設します。

納税義務者	航空機又は船舶により出国する旅客
税率	出国 1 回につき 1,000 円
非課税	・ 航空機又は船舶の乗員 ・ 2 歳未満の者 ・ 乗継旅客 など

平成 31 年 1 月 7 日以後の出国に適用する。

4. 消費税の簡易課税制度の事業区分の見直し

農林水産業のうち消費税の軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業を第 2 種事業とし、そのみなし仕入率を 80%（現行：70%）とする。

5. 消費税の罰則強化

金の密輸に対応するために輸入に係る消費税の罰則を強化する。罰金刑の上限について、脱税額の 10 倍が 1,000 万円を超える場合には、脱税額の 10 倍（現行：脱税額）に引き上げる。

【減税↓】

消費税の軽減税率導入に伴う措置です。現状、農林水産業は第 3 種事業（70%）に区分されています。

【一】

金の密輸事件が多発している状況を踏まえ、罰則を強化します。海外で購入した金 2,500 万円相当を密輸（本来は輸入時に 200 万円の消費税を支払う）し、日本で売却すると消費税込みの 2,700 万円の現金を取得でき、200 万円の消費税が流出してしまいます。

より詳しい情報、個別の事案に関しては当法人までお問い合わせください。
税理士法人 KOTAKA 税理士 小高育幸 / Tel.044-440-3017